

総務省組織令の一部を改正する政令参照条文

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 4 （略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 8 （略）

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第二十条 各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

2 （略）

3 各省及び各庁（実施庁を除く。）には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4 （略）

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（政策統括官の職務）

第十四条 政策統括官は、命を受けて第一号に掲げる事務を分掌し、及び第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

一 総務省の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二 統計及び統計制度に関する次に掲げる事務

イ 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

ロ 統計調査の実施についての審査及び調整並びに統計基準の設定に関すること。

ハ 統計職員の養成の企画及び立案に関すること。

ニ 国際統計事務の統括に関すること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、統計の発達及び改善に関すること（統計局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

三 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

四 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

（サイバーセキュリティ統括官の職務）

第十五条 サイバーセキュリティ統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三号及び第十八条第五項において同じ。）の確保に関すること。

二 情報の電磁的流通における個人情報の保護に関すること。

三 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関すること。

（情報流通行政局に置く課等）

第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課及び参事官一人を置く。

総務課

情報通信政策課

情報流通振興課

情報通信作品振興課

地域通信振興課

放送政策課

放送技術課

地上放送課

衛星・地域放送課

2 郵政行政部に、次の三課を置く。

企画課

郵便課

信書便事業課

（放送政策課の所掌事務）

第八十二条 放送政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報流通行政局の所掌事務のうち放送に係るものに関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

二 放送に係る無線局免許等関係事務に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三 一般放送の施設の使用の規律に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四 放送業の發達、改善及び調整に關すること（國際戰略局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

五 日本放送協會に關すること。

六 放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）第三条に規定する放送大学学園の組織及び運営一般に關すること。

（放送技術課の所掌事務）

第八十三条 放送技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報流通行政局の所掌事務（放送に係るものに限る。）に關する総合的な政策のうち技術に關するものの企画及び立案並びに推進に關すること。

二 放送に係る無線局免許等關係事務に係る技術的事項に關すること。

三 一般放送の施設の使用の規律（有線放送の施設の使用の規律を除く。）に關する技術的事項に關すること。

（地上放送課の所掌事務）

第八十四条 地上放送課は、次に掲げる事務（衛星・地域放送課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 地上放送（国内において受信されることを目的として行われる放送（次条第一号に規定する衛星放送及び有線放送を除く。）をいう。以下同じ。）に係る無線局免許等關係事務に關すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

二 地上放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に關すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

三 放送業（地上放送に關するものに限る。）の發達、改善及び調整に關すること（國際戰略局の所掌に属するものを除く。）。

（衛星・地域放送課の所掌事務）

第八十五条 衛星・地域放送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 衛星放送（人工衛星の放送局（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十号に規定する放送局をいう。）により行われる放送をいう。次号及び第五号において同じ。）の區域の一部において受信されることを目的として行われる地上放送（主として一の市町村（特別区を含む。）の區域の一部において受信されることを目的として行われる地上放送をいう。次号及び第五号において同じ。）及び有線放送に係る無線局免許等關係事務に關すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

二 衛星放送、國際放送又は市区町村放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に關すること（放送技術課

の所掌に属するものを除く。）。
三 有線テレビジョン放送の施設の設置及び使用の規律並びに有線ラジオ放送の施設の使用の規律に関すること。

四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること（情報流通振興課の所掌に属するものを除く。）。
五 放送業（衛星放送、国際放送、市区町村放送及び有線放送に関するものを除く。）。の発達、改善及び調整

（企画課の所掌事務）
第八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政行政部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 郵政行政部の所掌事務に係る国際協力に関すること。

三 郵政行政部の所掌に属する国際関係事務（次条第三号に掲げるものを除く。）の総括に関すること。

四 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十四条第一項、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第十六条第一項及び郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項の規定に基づく検査に関すること。

五 郵政事業のうち郵便事業以外のものに関すること。

六 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の行う郵便局ネットワーク支援業務に関すること。

七 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関すること。

八 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、郵政行政部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（郵便課の所掌事務）

第八十八条 郵便課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政事業のうち郵便事業に関すること（前条第四号に掲げるものを除く。）。
二 郵便証司に関すること（前条第四号に掲げるものを除く。）。
三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。

四 印紙の売りさばきに関する業務に関すること（前条第四号に掲げるものを除く。）。
（信書便事業課の所掌事務）

第八十九条 信書便事業課は、信書便事業の監督に関する事務をつかさどる。

（消費統計課の所掌事務）

第一百八条 消費統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消費者に関する統計調査の実施及び製表に関すること。
- 二 価格に関する統計調査の実施及び製表に関すること。
- 三 消費者物価指数の作成に関すること。

（参事官）

第二百十条 本省に、参事官一人を置く。

2 参事官は、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける。

附 則

（情報流通行政局の所掌事務の特例等）

第六条 情報流通行政局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、同条第二項中「第二十一号」とあるのは、「第二十一号並びに附則第六条第一項各号」とする。

一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

2 情報流通行政局は、第十一条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務をつかさどる。この場合において、第十一条第二項中「事務」とあるのは、「事務並びに附則第六条第二項に規定する事務」とする。

（政策統括官の職務の特例）

第七条 政策統括官は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関すること。

二 国会議員の互助年金及び互助一時金（以下「国会議員互助年金等」という。）を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関すること。

（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第六条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、附則第六条第二項に規定する事務をつかさどる。

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（基幹放送の受信に係る事業者の責務）

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（報告及び検査）

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 （略）

○日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

（業務の範囲）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務

二 銀行窓口業務

三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

四 保険窓口業務

五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使

六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。

一 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

二 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第

五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

三 前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

4 会社は、第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

5 第一項の規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所属保険会社等の事務の代行を第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。

（郵便局の設置）

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 郵便局の名称及び所在地

二 会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地

（監督）

第十五条 会社は、総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めるところに従い監督する。

一 郵便法

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）

三 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）

四 簡易郵便局法

五 お年玉付郵便葉書等に関する法律

六 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）

七 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（第五条の規定に限る。）

八 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）

2 総務大臣は、この法律及び前項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 三 （略）

2 23 （略）

24 この法律において「所属保険会社等」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社（外国保険会社等を含む。）又は少額短期保険業者をいう。

25 （略）

26 この法律において「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。
27 42 （略）

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保）

第八条 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間（第四百四条に規定する日又は第三百三十四条に規定する日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

（民営化委員会の意見の聴取）

第九十一条 総務大臣は、日本郵便株式会社法第六条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

（日本郵便株式会社法の適用に関する特例等）

第九十三条 （略）

2 総務大臣は、日本郵便株式会社法第四条第四項の規定による届出を受けたとき、又は同法第十五条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第四百四条 郵便貯金銀行については、次に掲げる日のいずれか早い日（以下「郵便貯金銀行に係る特定日」とい

う。）以後は、前条の規定にかかわらず、この節（第百六条及び第百二十二条第三項から第五項までを除く。次条第一項において同じ。）の規定を適用しない。

一 第六十二条第一項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の全部を処分した日

二 次条第一項の決定があった日

第百三十四条 郵便保険会社については、次に掲げる日のいずれか早い日（以下「郵便保険会社に係る特定日」という。）以後は、前条の規定にかかわらず、この節（第百三十六条を除く。次条第一項において同じ。）の規定を適用しない。

一 第六十二条第一項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の全部を処分した日

二 次条第一項の決定があった日